

〔別紙1〕 ※補助事業者の方に必要となる事務手続きがわかるよう、各補助金等に合わせて内容を書き換えてください。

鳥取県建設業魅力発信事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (魅力発信等の取組を行う30日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 「この補助金においては、着手届の提出は必要ありません」

○着手届を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 「この補助金においては、完了届の提出は必要ありません」

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

○完了届を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

○補助金の支払い

上記「5. 実績報告書」の内容を審査し、内容が適正であれば、「額の確定通知」を送付します。その際に「口座振込依頼書」を同封しますので、依頼書に振込先の情報等の記載と代表者印を押印の上、担当へ提出してください。

資料提出・問い合わせ先

県土整備部・県土総務課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7347 kendosoumu@pref.tottori.jp